

富士市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 目的

本要項は、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定めるものである。

2 募集施設

市内の民間施設等

3 要件

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 静岡県内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を市民その他の者に開放することができること。
- (3) 市民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。
- (4) 市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結し、その内容を履行できること。

4 期間

国が定める熱中症特別警戒情報の運用期間
（令和6年は4月24日～10月23日）

5 応募方法

別紙「富士市指定暑熱避難施設応募票」に必要事項を記入し、持参もしくは郵送、Eメールのいずれかの方法で富士市保健部保健医療課に提出する。

6 応募先・問合せ

所在地：〒416-8558 富士市本市場 432 番地の 1（フィランセ西館 3 階）
担当：富士市保健部保健医療課
電話：0545-67-0260
Eメール：ho-iryoku@div.city.fuji.shizuoka.jp

7 応募期限

令和6年5月17日（金）まで
※なお、上記応募期間終了後も随時受け付ける。

8 その他

- ・応募票を受領後、内容の審査を行い、市が適当と認めた場合にクーリングシェルターに指定します。
- ・クーリングシェルターに指定した施設の情報は、市ウェブサイト等を通じて公表します。
- ・公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、市が不適当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定できません。
- ・クーリングシェルターの施設整備に要する経費などについて、市による財政的な支援はありません。